

心身障害者扶養保険事業に関する検討会報告書

参考資料

目次

1. 心身障害者扶養保険事業の概要	1
2. 心身障害者扶養保険事業の仕組み	3
3. これまでの制度改正の概要	4
4. 加入者数と年金受給者数の推移	6
5. 財務状況	7
6. 加入者等の状況	12
7. 厚生労働省及び福祉医療機構における広報の取組	24
8. 地方公共団体における広報の取組	25
9. 心身障害者扶養共済制度の特色	29
10. 特定贈与信託の仕組み	30
11. 心身障害者扶養共済制度と類似の民間保険について	32

1. 心身障害者扶養保険事業の概要

1. 制度の概要

- (1) 心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者が生存中掛金を納付することにより、保護者の死後に遺された障害者に終身年金を支給し、障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障害者の将来に対し保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的とした任意加入の制度。
- (2) 地方公共団体において先行して実施されていた制度を引継ぎ、全国的規模で実施するため昭和45年に創設。地方公共団体が条例に基づき実施する共済制度を独立行政法人福祉医療機構が再保険する制度。
- (3) 独立行政法人福祉医療機構の中期目標に基づき、国においては少なくとも5年ごとに保険料水準等の見直しを行うこととしている。

独立行政法人福祉医療機構中期目標(抜粋)

7 心身障害者扶養保険事業

(1) 財政状況の検証

扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。

なお、国においては少なくとも5年ごとに保険料水準等の見直しを行なうこととしていることから、基礎数値等見直しに必要な情報を提供するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をすること。

2. 制度の内容

(1) 加入者: 次のいずれの要件も満たしている保護者(配偶者、父母、兄弟姉妹、又はその他の扶養親族等)

- ① 加入時の年度の4月1日時点の年齢が満65歳未満であること
- ② 次のいずれかに該当する心身障害者を扶養していること
 - ア 知的障害者
 - イ 1級から3級までの身体障害者
 - ウ 精神又は身体に永続的な障害のある者で、その障害の程度が上記ア又はイと同程度の者
- ③ 特別の疾病又は障害がなく生命保険に加入できる健康状態であること

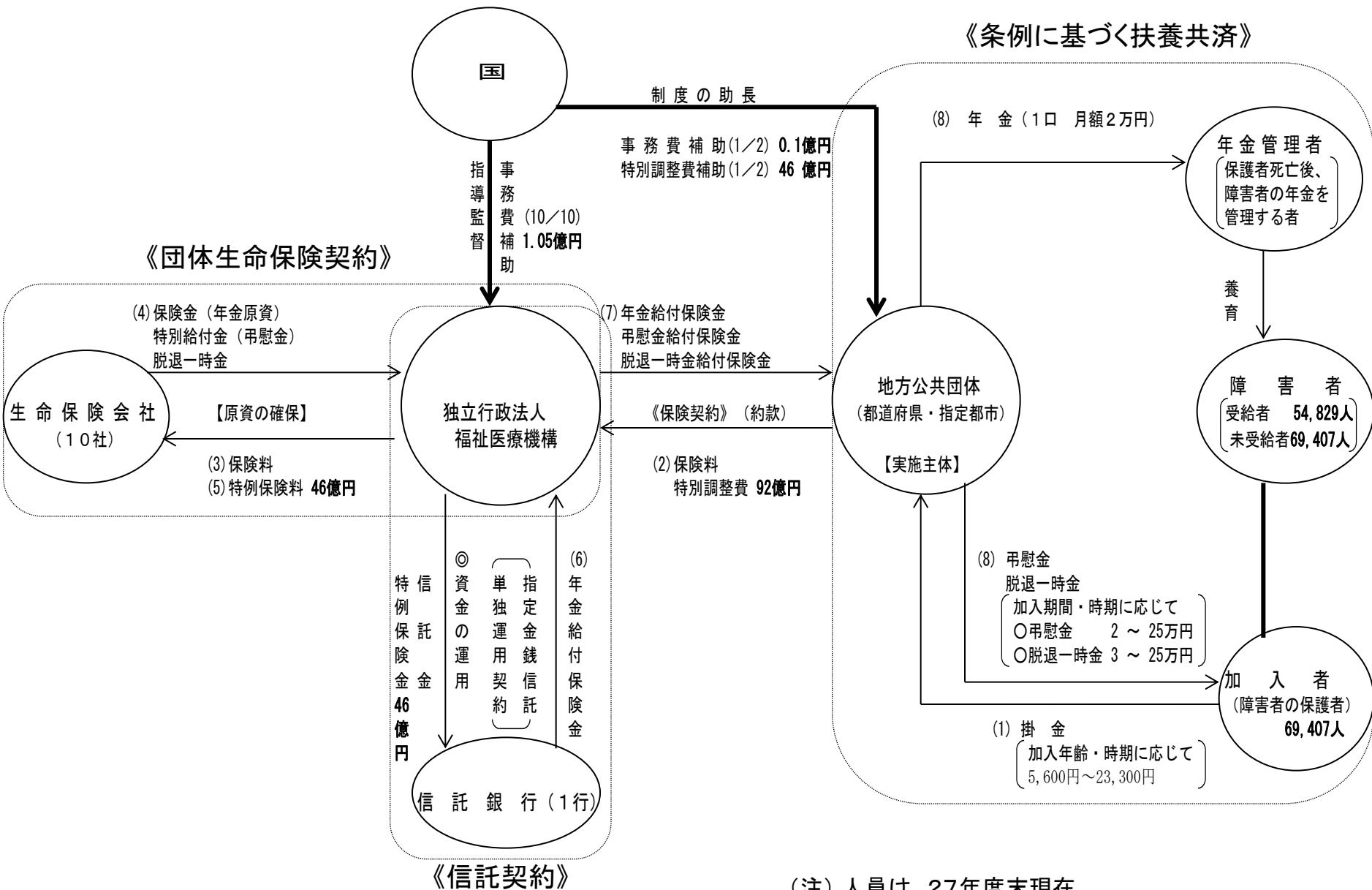
(2) 年金等の支給

- ① 加入者が死亡若しくは重度障害となったときは、その月から障害者に対し、次の年金を支給
 - * 1口加入者 月額 20,000円
 - * 2口加入者 月額 40,000円
- ② 障害者が死亡又は加入者が脱退した場合は、加入期間に応じ、弔慰金、脱退一時金を支給

(3) 保険料(掛金)の月額

加入時における年齢区分 (加入時年齢で固定)	掛 金 月 額	
	平成20年3月31日以前加入者	平成20年4月1日以降加入者
35歳未満	円 5,600	円 9,300
35歳以上40歳未満	6,900	11,400
40歳以上45歳未満	8,700	14,300
45歳以上50歳未満	10,600	17,300
50歳以上55歳未満	11,600	18,800
55歳以上60歳未満	12,800	20,700
60歳以上65歳未満	14,500	23,300

2. 心身障害者扶養保険事業の仕組み



(注) 人員は、27年度末現在

3. これまでの制度改正の概要

1. 第1次改正(昭和54年10月)

- ◆ 制度発足後10年が経ち、年金額の増額や加入年齢緩和の要望が出てきたため、次のとおり第1次改正が行われた。

(1)年金の増額	2口加入制度の創設
(2)加入年齢の緩和	原則45歳未満まで → 65歳未満まで
(3)保険料(掛金)の改正	加入時又は付加時の年齢区分による保険料の固定方式の導入(一部)

2. 第2次改正(昭和61年4月)

- ◆ 制度発足当時は実態が不明であったこと、また福祉政策の観点から保険料が低めに設定されていたこと等により、財政的に余裕がなくなってきたため、次のとおり第2次改正が行われた。

- (1)加入時45歳未満の既加入者の保険料(一口目)の額の改定
 - 保険料のアップ及び区分変更(3区分 ⇒ 4区分)
- (2)加入時45歳未満の既加入者の保険料(一口目)の免除開始要件の改正
 - 65歳以上かつ20年以上継続加入 ⇒ 65歳以上かつ25年以上継続加入
- (3)加入時又は付加時の年齢区分による保険料の固定方式の導入(全面)
- (4)弔慰金の増額

3. 第3次改正(平成8年1月)

- ◆ 従来の加入者や年金受給者の年金給付に必要な費用の不足に対して、保険料を引き上げるとともに、過去の保険料納付不足分について国及び道府県・指定都市で2分の1ずつ負担する等の措置を平成7年度以降の予算において講じた。

- (1)保険料の改定
 - 年金給付を賄うのに必要な保険料に改定(引上げ幅:2.0~2.5倍)
- (2)脱退一時金の創設
 - 一定期間以上の加入者が脱退した場合、加入期間に応じて支給
加入期間:5年以上10年未満 ⇒ 3万円、 10年以上20年未満 ⇒ 5万円
20年以上 ⇒ 10万円

(3) 財政支援の実施(特別調整費)

- 平成7年12月時点の既加入者及び年金受給者の年金給付に必要な費用のうち、従前の保険料納付不足分(約1,200億円)を国及び道府県・指定都市が負担(2分の1ずつ、20年間)
- 年間所要額:国46億円、道府県・指定都市46億円(道府県・指定都市負担分は、地方交付税措置)

4. 第4次改正(平成20年4月)

◆ 近年の運用回りの低下、障害者の受給期間の長期化に伴う受給額の増額等により、従来の加入者や年金受給者の年金給付に必要な費用の不足に対して、保険料の引き上げ、公費投入期間を平成62年度まで延長する等の措置を講じた。

(1) 保険料の見直し

- 任意加入制度として財政が安定するよう、保険数理に基づき適正な水準に設定

(2) 公費による財政支援の延長

- 現行の公費投入規模(国と地方で46億円ずつ)を維持し、公費投入の期間を平成62年度まで延長

(3) 定期的な見直し等

- 毎年度、財政の健全性を検証し、その結果を公表するとともに、少なくとも5年ごとに、保険料水準等について、今後の社会経済状況を十分に踏まえた見直しを実施

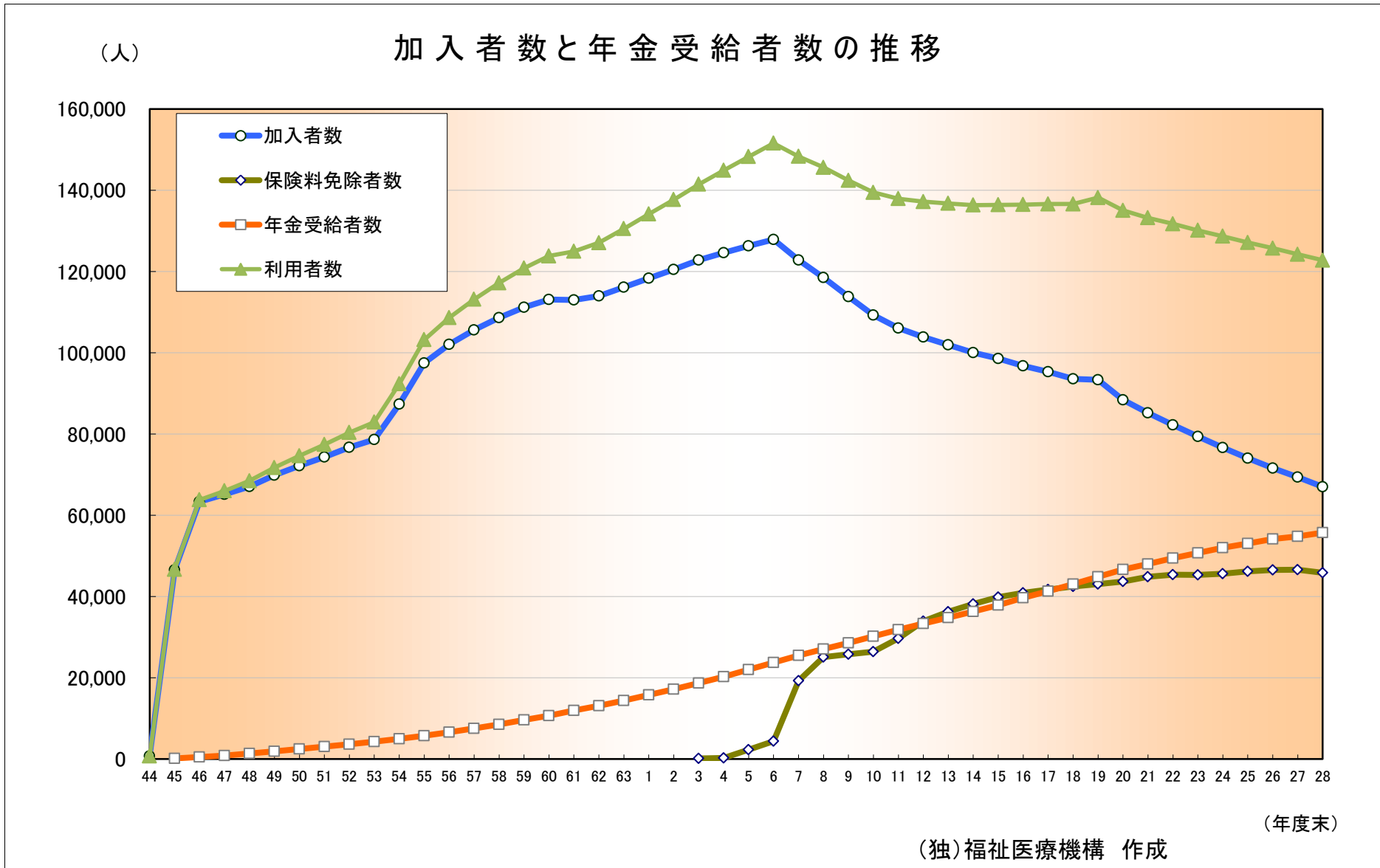
(4) 給付(年金)

- 月額2万円という年金額は据え置き(弔慰金及び脱退一時金は引き上げ)

<参考> 保険料の水準

加入時年齢	新規加入者(改正後)		既加入者(改正後)		旧保険料月額
	保険料月額	旧保険料に対する比率	保険料月額	旧保険料に対する比率	
35歳未満	9,300円	2.7倍	5,600円	1.6倍	3,500円
35歳以上～40歳未満	11,400円	2.5倍	6,900円	1.5倍	4,500円
40歳以上～45歳未満	14,300円	2.4倍	8,700円	1.5倍	6,000円
45歳以上～50歳未満	17,300円	2.3倍	10,600円	1.4倍	7,400円
50歳以上～55歳未満	18,800円	2.1倍	11,600円	1.3倍	8,900円
55歳以上～60歳未満	20,700円	1.9倍	12,800円	1.2倍	10,800円
60歳以上～65歳未満	23,300円	1.8倍	14,500円	1.1倍	13,300円

4. 加入者数と年金受給者数の推移

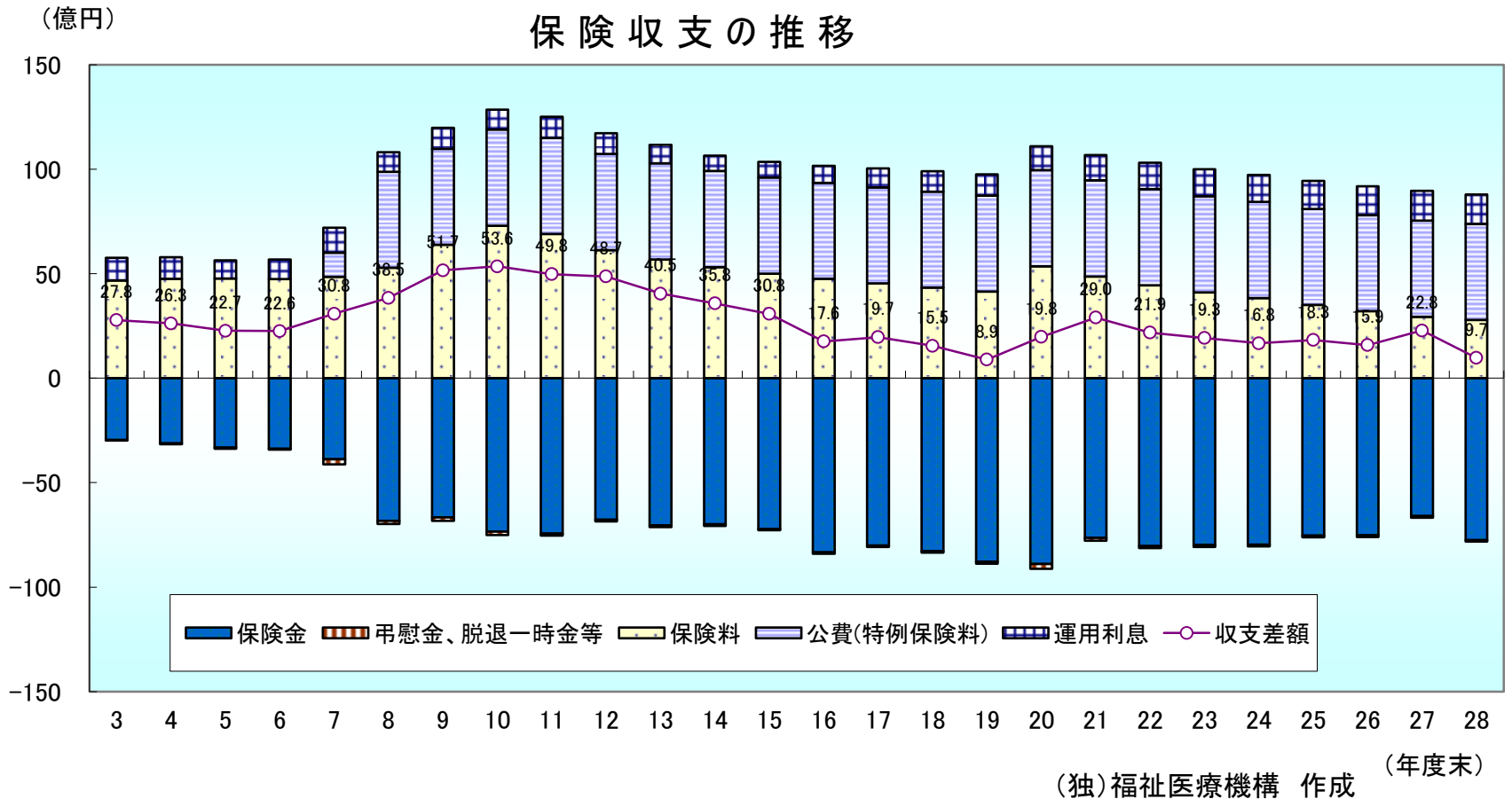


5. 財務状況

(1) 保険収支

都道府県・指定都市から納付された保険料は、生命保険会社に納められる。一方、生命保険会社は、保険の給付事由が生じたときには生命保険金、弔慰金等を機構に支出する。この収支を保険収支という。

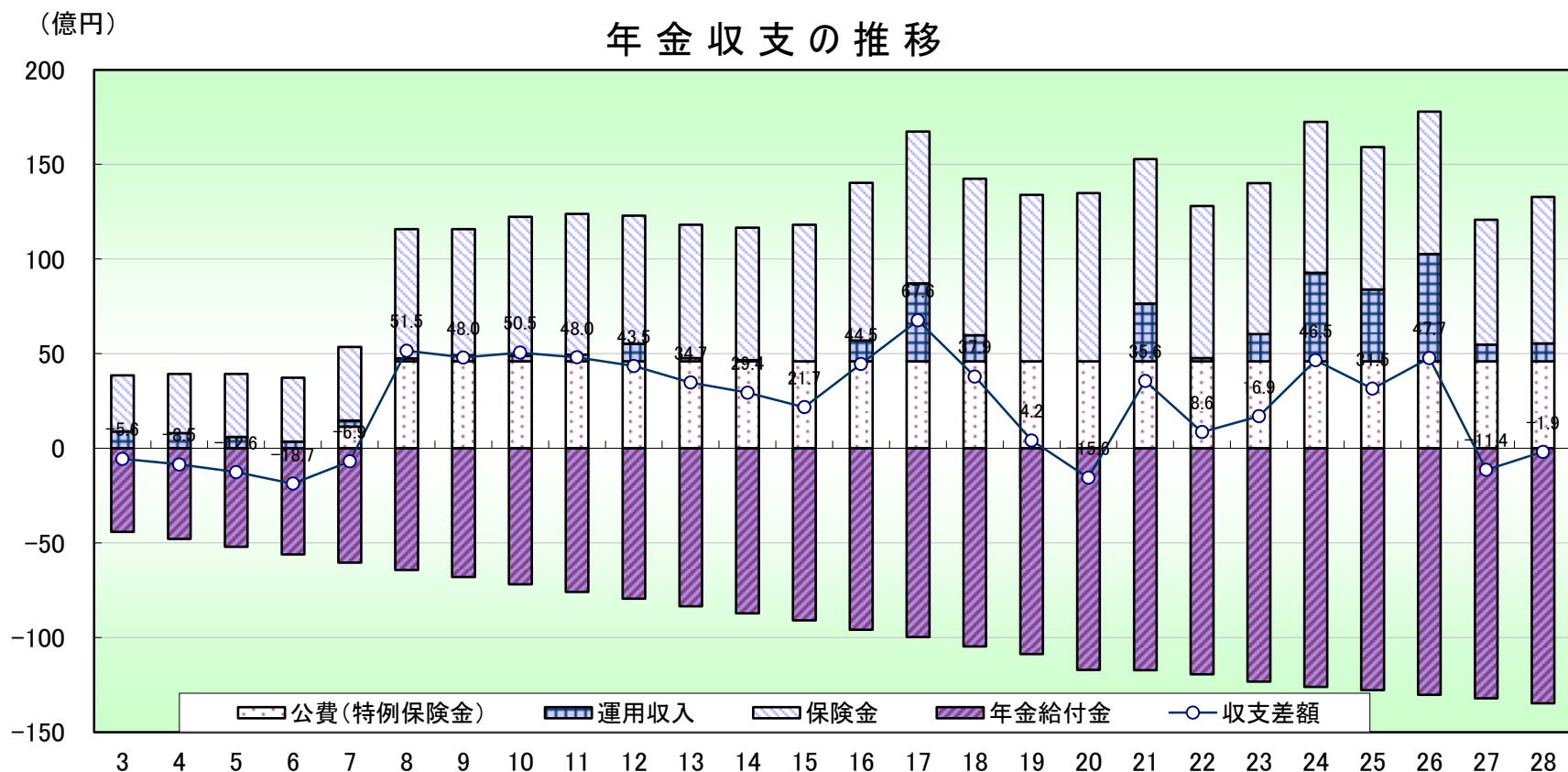
加入者数が減少している中、保険料免除者数が増加しているため、保険料収入は減少しているが、保険収支は、平成8年度以降、保険料の改定及び公費の導入を実施したことから、改善されてきている。



(2) 年金収支

生命保険会社からの保険金とその積立額及び運用収入により、年金給付のための資金を都道府県・指定都市に支出する。この収支を年金収支という。

年金収支は、平成8年度以降、保険料の改定及び公費の導入を実施したことから、改善されてきているが、昨今の厳しい運用環境の影響を受け、27年度末は、運用収入が減額したことにより、収入額が大幅に減額している。



(独)福祉医療機構 作成 (年度末)

【保険収支】

(単位:千円, %)

区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
I 収 入	9,725,765	9,445,293	9,183,624	8,965,263	8,792,234
1 保 険 料 収 入	3,834,338	3,506,021	3,205,355	2,944,629	2,785,083
2 特例保険料収入	4,600,000	4,600,000	4,600,000	4,600,000	4,600,000
3 運用利息収入 (運用利回り)	1,291,427 (1.65)	1,339,272 (1.66)	1,378,269 (1.67)	1,420,633 (1.68)	1,407,151 (1.63)
II 支 出	8,018,870	7,608,025	7,615,505	6,660,590	7,829,945
1 保 険 金 支 出	7,967,600	7,528,600	7,518,100	6,593,700	7,745,800
2 弔 慰 金 支 出	57,330	63,150	60,100	64,050	61,325
3 脱退一時金支出	25,815	22,080	19,625	23,315	13,995
4 そ の 他	-31,875	-5,805	17,680	-20,475	8,825
III 収 支 差(I - II)	1,706,895	1,837,268	1,568,119	2,304,673	962,289
保 険 資 産	81,520,932	83,358,200	84,926,319	87,230,992	88,193,282

【年金収支】

(単位:千円, %)

区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
I 収 入	17,250,020	15,926,768	17,787,553	12,074,269	13,285,744
1 保 険 金 収 入	7,967,600	7,528,600	7,518,100	6,593,700	7,745,800
2 特例保険金収入	4,600,000	4,600,000	4,600,000	4,600,000	4,600,000
3 運用収入等 (運用利回り)	4,682,420 時価(7.81)	3,798,168 時価(5.96)	5,669,453 時価(8.35)	880,569 時価(1.22)	939,944 時価(1.31)
II 支 出	12,602,800	12,781,440	13,017,980	13,214,820	13,471,740
III 収 支 差(I - II)	4,647,220	3,145,328	4,769,573	-1,140,551	-185,996
年 金 資 産	67,499,324	70,644,652	75,414,225	74,273,674	74,087,678

* 運用利回りは、信託報酬控除後の利回りである。

* 四捨五入のため差引が合わないことがある。

(3) 年金の現価相当額等の状況

(単位:百万円)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
①年金の現価相当額	190,961	194,064	196,194	198,338	199,552	200,722	200,253	200,903
②公費負担現価	121,026	121,806	120,093	120,898	121,618	122,338	123,121	123,796
③責任準備金(①-②)	69,935	72,258	76,101	77,440	77,934	78,383	77,131	77,107
④年金資産額	60,300	61,159	62,852	67,499	70,645	75,414	74,274	74,088
⑤繰越欠損金(③-④)	9,635	11,099	13,249	9,941	7,289	2,969	2,858	3,019
(参考)								
運用利回り実績(%)	5.70	0.35	2.52	7.85	6.00	8.39	1.26	1.35
大臣が指示する運用利回り(%)	2.8							

(4) 28年度末 年金の現価相当額等の状況

年金の現価相当額 (年金受給者に対して 将来支給する年金の 現価相当額)	責任準備金 771億円	繰越欠損金 ※ 30億円
	公費負担現価(平成 62年度までの公費) 1,238億円	年金資産 741億円

※心身障害者扶養保険責任準備金の額から、年度末における年金資産額を控除した額を繰越欠損金として計上している。

6. 加入者等の状況

(1) 総括表

① 加入者(保護者)

- ・ 実人員 45,353人 (67,025口) 平均年齢 73.2歳
- ・ 障害者との続柄 父母 44,419人、配偶者416人、兄弟姉妹389人、その他129人
- ・ 60歳以上の加入者が9割近くを占めている。

② ①に扶養されている障害者(年金未支給)

- ・ 実人員 45,353人 (67,025口) 平均年齢 42.9歳
- ・ 障害の種類

区分	総数	加入時の障害の種類					
		知的障害者		身体障害者			その他
実人員 (人)	45,353	30,729		10,905			3,719
		知的A(重度)	知的B	1級	2級	3級	その他
		12,724	18,005	3,436	5,075	2,394	3,719
構成比	100.0	28.1%	39.7%	7.6%	11.2%	5.3%	8.2%

③ 年金受給者(障害者)

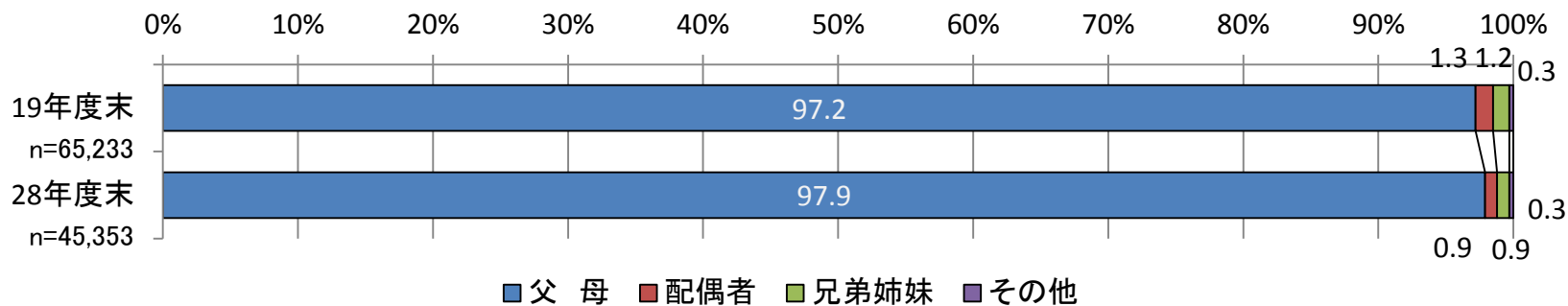
- ・ 実人員 46,568人 (55,754口) 平均年齢 60.0歳
- ・ 障害の種類

区分	総数	加入時の障害の種類					
		知的障害者		身体障害者			その他
実人員 (人)	46,568	26,747		17,494			2,327
		知的A(重度)	知的B	1級	2級	3級	その他
		10,193	16,554	4,336	9,092	4,066	2,327
構成比	100.0	21.9%	35.5%	9.3%	19.5%	8.7%	5.0%

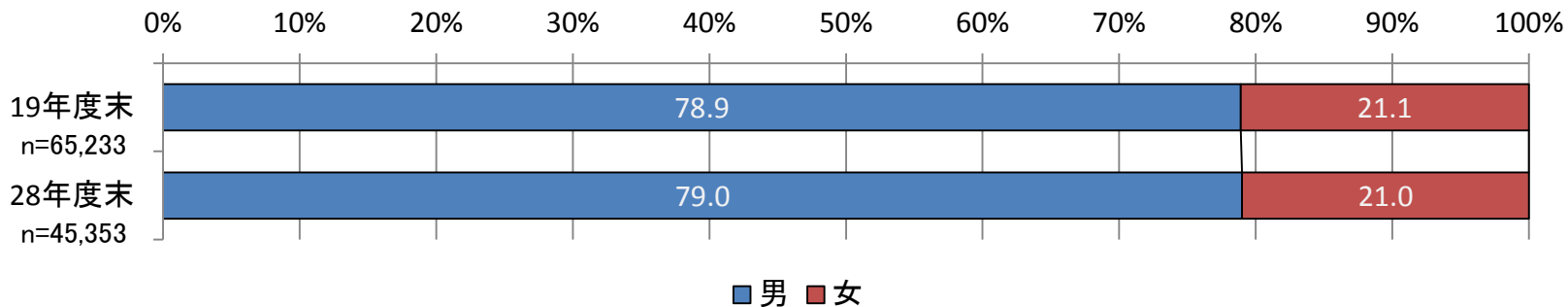
(数値は、平成29年3月31日時点。)

(2) 加入者(保護者)の状況

① 障害者との続柄

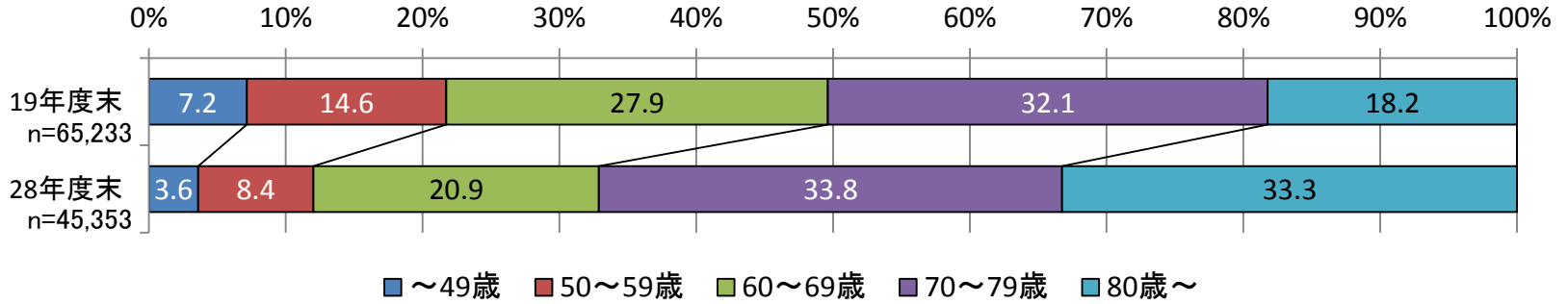


② 性別



(2) 加入者(保護者)の状況

③ 年齢



(参考)平成28年度新規加入者(331人)の年齢構成

(単位:人、%)

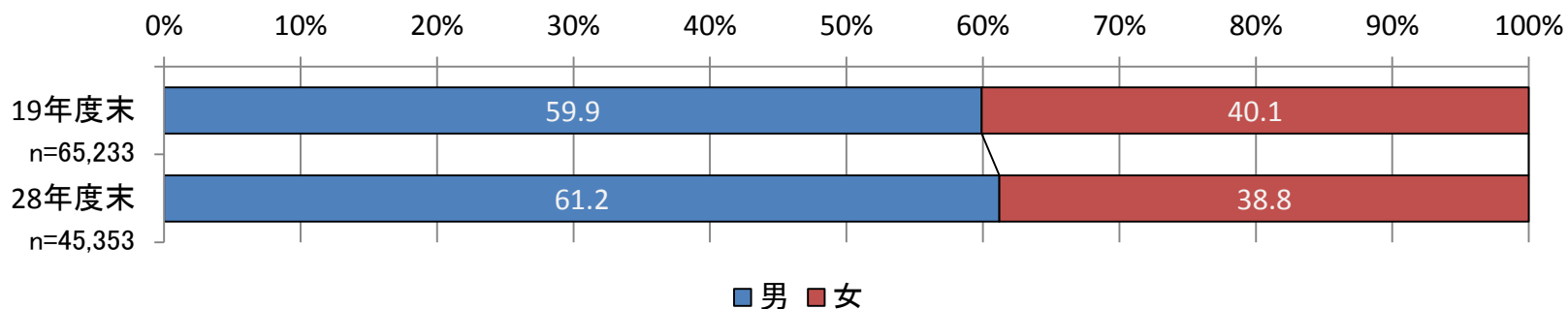
区分	総数	25歳~ 29歳	30歳~ 34歳	35歳~ 39歳	40歳~ 44歳	45歳~ 49歳	50歳~ 54歳	55歳~ 59歳	60歳~
実人員	331	1	12	35	60	68	62	37	56
構成比	100.0	0.3%	3.6%	10.6%	18.1%	20.5%	18.7%	11.2%	16.9%

※平均年齢:49.0歳

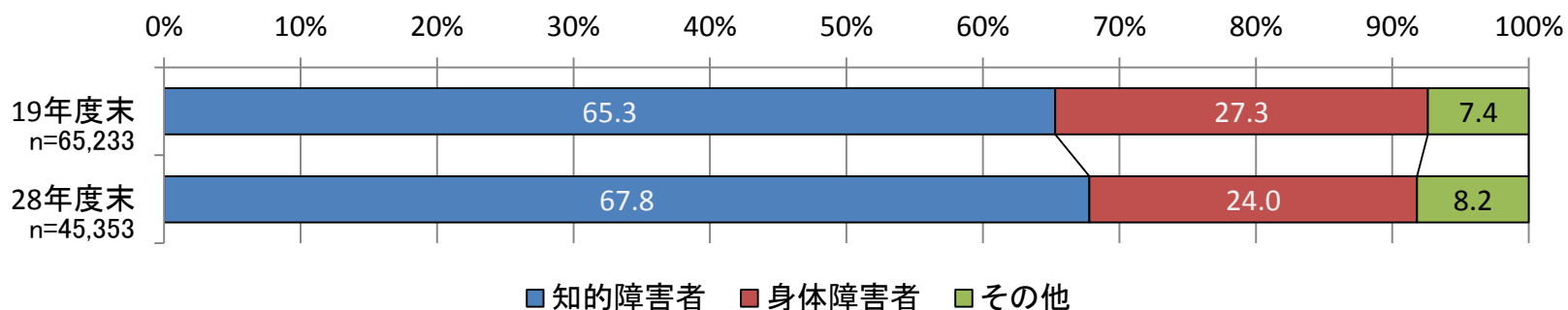
(3) 障害者の状況

① (2)に扶養されている障害者(年金未受給)

ア. 性別

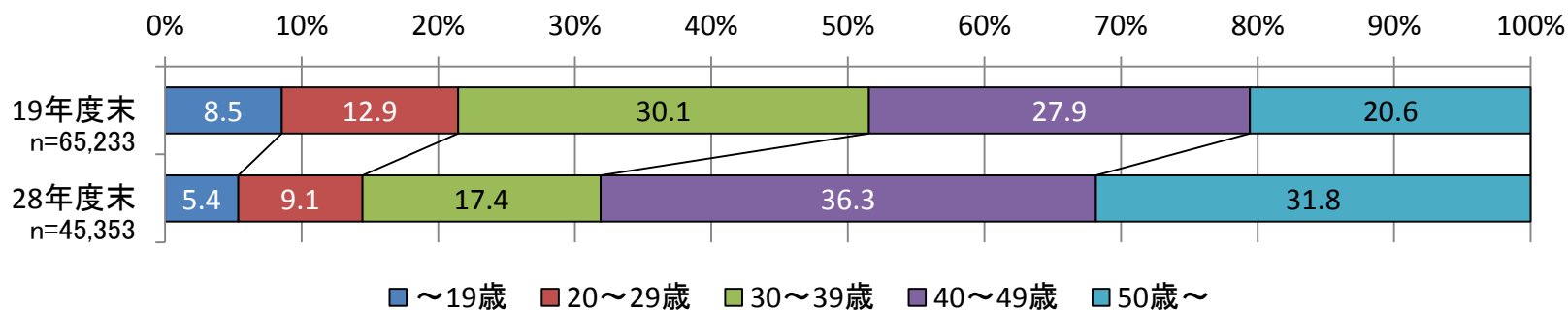


イ. 加入時の障害種別



(3) 障害者の状況

ウ. 年齢



(参考)平成28年度新規加入障害者(331人)の年齢構成

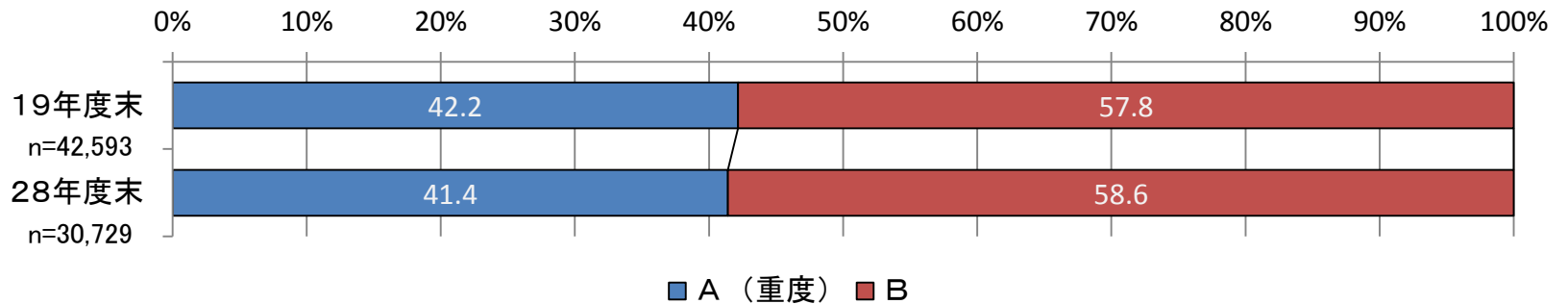
(単位:人、%)

区分	総数	0歳~		5歳~		10歳~		15歳~		20歳~		25歳~		30歳~		35歳~		40歳~	
		4歳	9歳	14歳	19歳	24歳	29歳	34歳	39歳										
実人員	331	37	84	63	51	31	28	25	11	1									
構成比	100.0	11.2%	25.4%	19.0%	15.4%	9.4%	8.5%	7.6%	3.3%	0.3%									

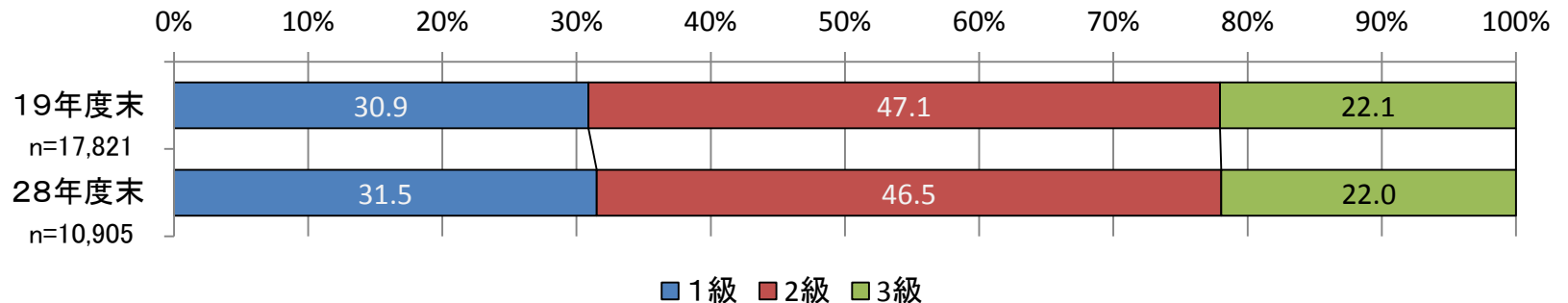
※平均年齢:14.9歳

(3) 障害者の状況

エ. 加入時の知的障害の程度



オ. 加入時の身体障害の程度



(3) 障害者の状況

① (2)に扶養されている障害者(年金未受給)

カ. 就労状況

※ 平成28年度新規加入障害者(実人員:331人)を対象に障害証明書を集計したもの。

区分	総数	有	無
実人員(人)	331	32	299
構成比(%)	100.0	9.7	90.3

※ 障害証明書…保険契約申込み時に、各都道府県等から(独)福祉医療機構に提出するもの。

キ. 就労している者の平均月収

※ 平成28年度新規加入障害者(実人員:331人)を対象に障害証明書を集計したもの。不明を除く。

区分	総数	1万円未満	1万円以上5万円未満	5万円以上10万円未満	10万円以上
実人員(人)	30	6	4	9	11
構成比(%)	100.0	20.0	13.3	30.0	36.7

(参考)

- ・ 就労継続支援A型事業所における平均賃金月額(平成27年度) 67,795円
- ・ 就労継続支援B型事業所における平均工賃月額(平成27年度) 15,003円

(3) 障害者の状況

① (2)に扶養されている障害者(年金未受給)

ク. 施設入所の有無

※ 平成28年度新規障害者加入者(実人員:331人)を対象に障害証明書を集計したもの。

区分	総数	有	無
実人員(人)	331	9	322
構成比(%)	100.0	2.7	97.3

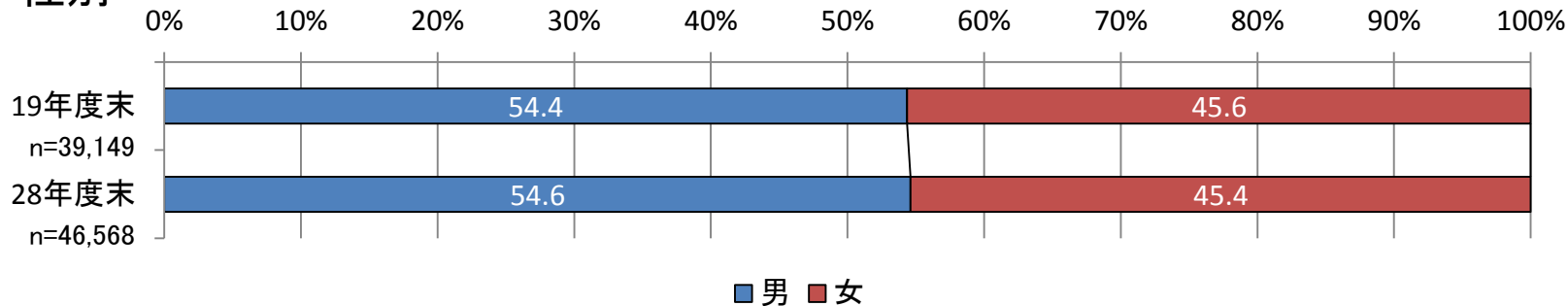
○主な施設の種類の種類

・グループホーム(4)、医療型障害児入所施設(2)、障害者支援施設(2)、施設種別不明(1)

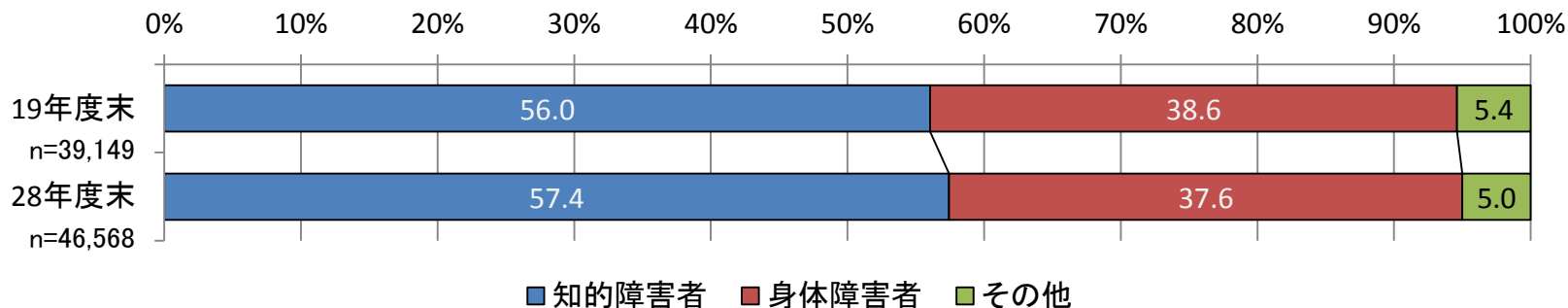
(3) 障害者の状況

② 年金受給障害者

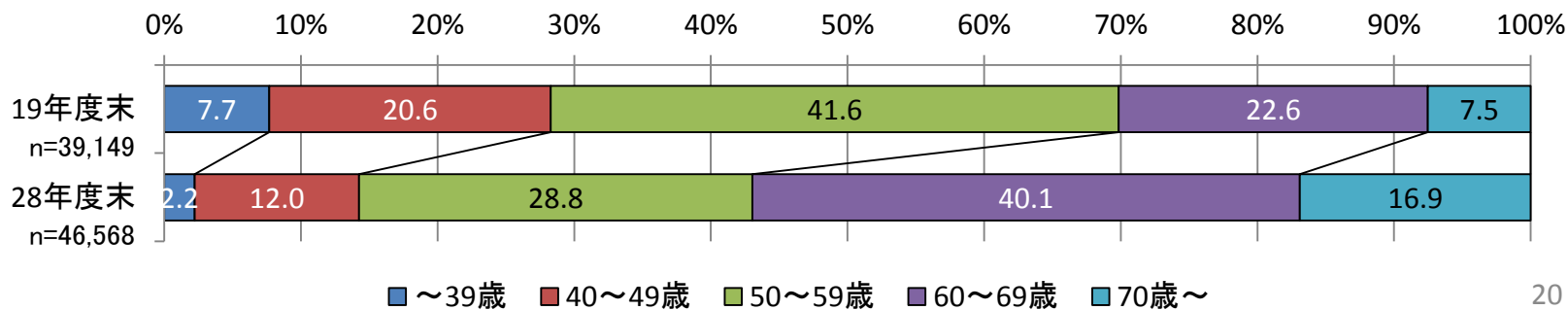
ア. 性別



イ. 加入時の障害種別



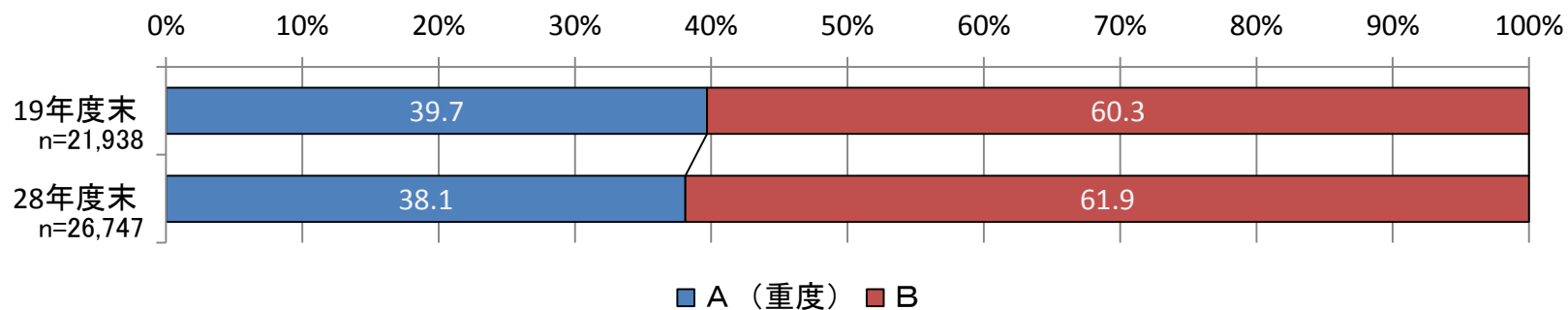
ウ. 年齢



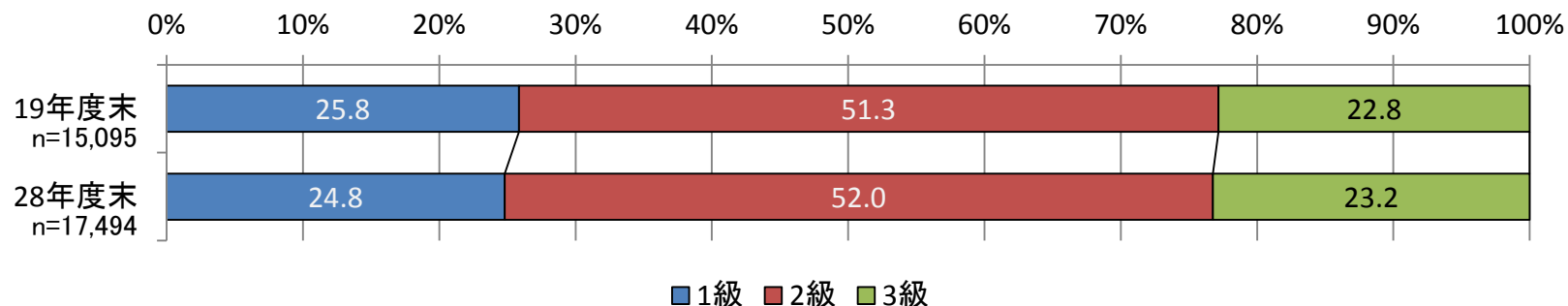
(3) 障害者の状況

② 年金受給障害者

エ. 加入時の知的障害の程度



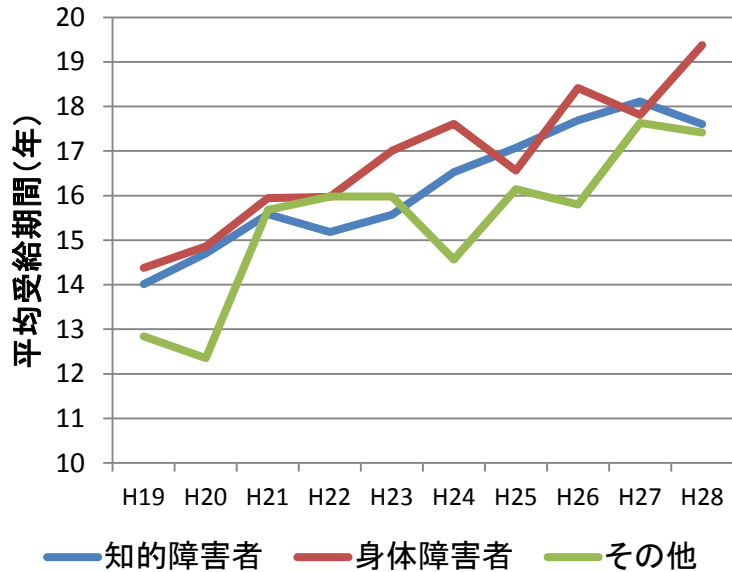
オ. 加入時の身体障害の程度



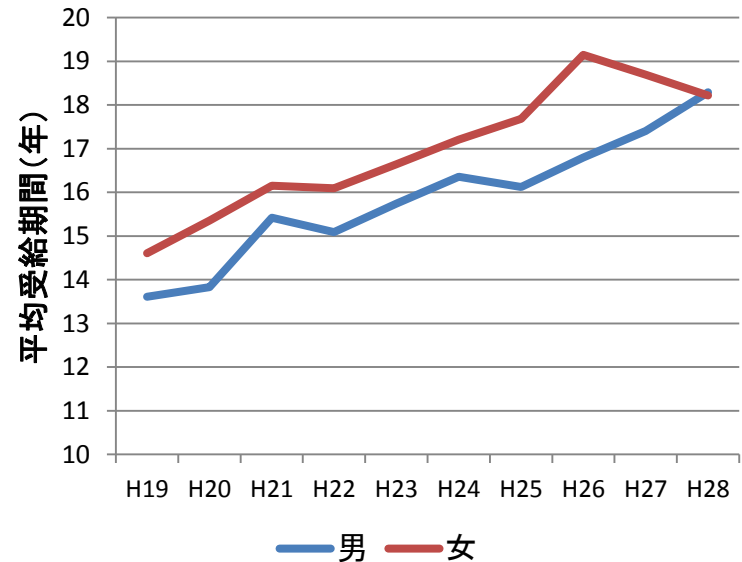
(3) 障害者の状況

② 年金受給障害者

カ. 平均受給期間(加入時の障害種別)



キ. 平均受給期間(性別)



(参考) 平均受給金額 ※平均受給期間に2万円(1口)を乗じて試算
 19年度 → 28年度
 338万円(14年1ヶ月) → 438万円(18年3ヶ月)

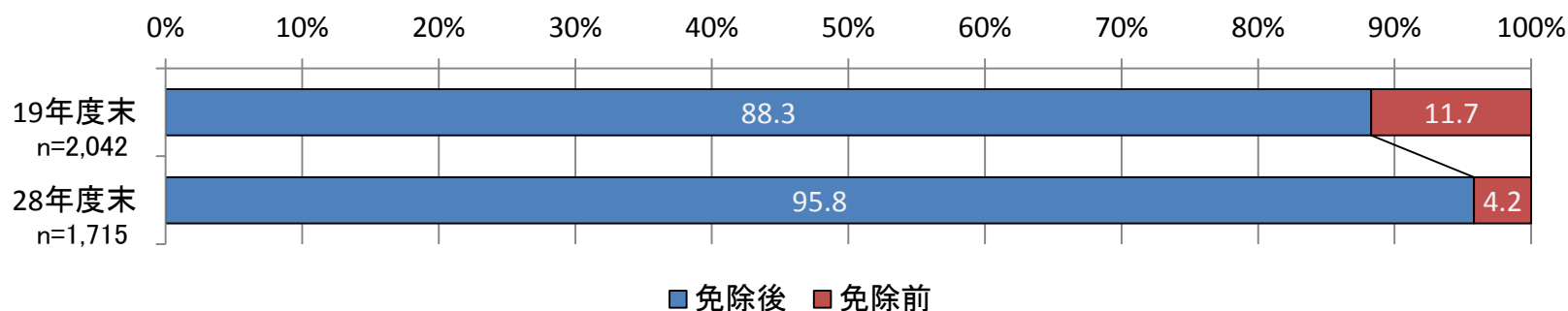
(※) 各年度において亡くなられた方を対象に集計

(3) 障害者の状況

② 年金受給障害者

ク. 掛金の免除後・免除前に年金受給となった者の割合

※ 各年度新規年金受給者を対象に集計



(参考) 保険料免除の条件

65歳以上に達し、かつ、20年(※)以上継続して加入しているもの

(※) 平成8年1月1日改正前の旧第1保険者加入者で、昭和61年3月31日以前の1口目加入者については、「25年」。

7. 厚生労働省及び福祉医療機構における広報の取組み

平成28年度において、次の取組みを実施。

(1) 障害者扶養共済制度パンフレットの配布

独立行政法人福祉医療機構において、心身障害者扶養共済制度のパンフレット、加入者・年金管理者用及び受給者用の2種のリーフレットを作成し、各自治体に必要部数を配布。28年度については、各特別支援学校への配布分も準備。

(2) 特別支援学校等における心身障害者扶養共済制度ポスターの掲示依頼

各都道府県・指定都市、文部科学省初等中教育局特別支援教育課と連携し、特別支援学校、相談支援事業所、児童発達支援及び放課後デイサービス事業の実施事業所等、障害児・障害者及びその保護者が利用される施設等に厚生労働省ホームページ及び独立行政法人福祉医療機構ホームページに掲載している心身障害者扶養共済制度ポスターの電子媒体について、各特別支援学校等において、電子媒体をダウンロードした上で、掲示板等へ掲載するように依頼。

(3) 民生委員・児童委員必携での制度紹介

民生委員・児童委員活動に関連する制度等の概要について解説する「民生委員・児童委員必携」において、本事業についての概要を盛り込んだところ。

8. 地方公共団体における広報の取組等

	加入者数(実数)			前年度との増減		広報等の取組
	26	27	28	27-26	28-27	
福島県	6	6	10	0	4	28年度は、広報啓発を積極的に行うことを決定し、福祉医療機構作成のリーフレットを例年に比べ多めに市町村に送付し、周知の協力を依頼。
群馬県	3	6	11	3	5	県が市町村の窓口の職員を対象とした研修に、本事業も盛り込み、市町村職員の本事業への理解を深めるとともに、市町村の窓口で身体障害者手帳等の申請の際に、本事業の紹介をしてもらっている。
東京都	23	37	47	14	10	東京都独自でリーフレットを作成し、市区町村の窓口で身体障害者手帳等の申請の際に、配布をお願いしている。 全国に先行して、都立の特別支援学校に2部ずつリーフレットを配布し、保護者等の目につく掲示板に掲載をお願いしている。
広島県	1	5	7	4	2	県が市町村の窓口の職員を対象とした研修に、本事業も盛り込み、市町村職員の本事業への理解を促進している。
横浜市	1	6	11	5	5	県が市町村の窓口の職員を対象とした研修に、本事業も盛り込み、市町村職員の本事業への理解を深めるとともに、市町村の窓口で身体障害者手帳の申請の際に、本事業の紹介をもらっている。

東京都心身障害者 扶養共済制度

制度のご案内

◆ 制度の目的

この制度は、障害者を扶養する保護者に万一のこと（死亡・重度障害）があったとき、残された障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障害者の将来に対して保護者の方が抱く不安の軽減を図ることを目的としています。

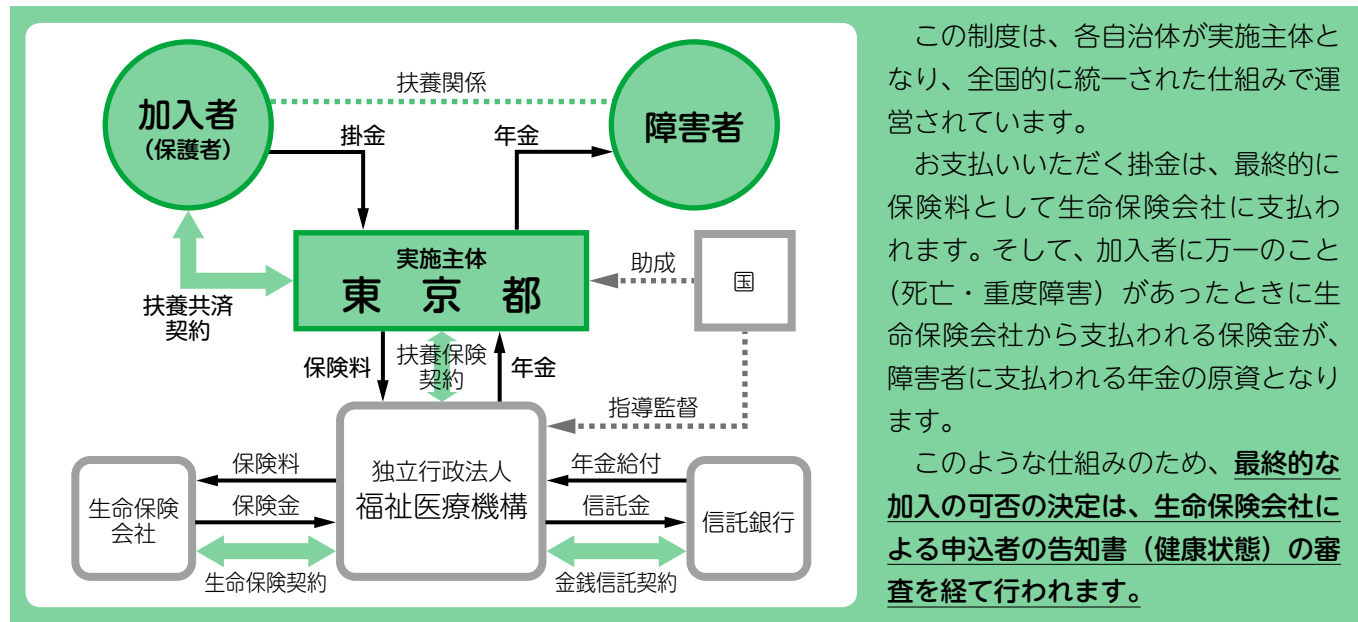
◆ 制度の概要

この制度は、障害者を扶養している保護者の方々の相互扶助の精神に基づいた、任意加入の制度です。保護者が生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡又は重度障害と認められたときは、障害者に終身一定額の年金を支給する制度です。

なお、東京都から転出した場合でも、転出先の道府県の制度に加入することで加入期間が通算される、全国共通の制度です。



✿ 制度の仕組み



この制度は、各自治体が実施主体となり、全国的に統一された仕組みで運営されています。

お支払いいただく掛金は、最終的に保険料として生命保険会社に支払われます。そして、加入者に万一のこと(死亡・重度障害)があったときに生命保険会社から支払われる保険金が、障害者に支払われる年金の原資となります。

このような仕組みのため、**最終的な加入の可否の決定は、生命保険会社による申込者の告知書(健康状態)の審査を経て行われます。**

✿ 加入の要件

保護者(加入者)

次のすべての要件を満たしている方

1. 障害者の保護者であること。
2. 東京都内に住所があること。
3. 特別な疾病や傷害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。
4. 年度初日(4月1日)の年齢が**65歳未満**であること。

【例】平成28年4月20日に65歳になる方の場合、平成28年度の初日は64歳であるため、平成28年度末まで(手続きは平成29年2月中旬まで)加入資格があります。

障害者の範囲

次のいずれかに該当する障害をお持ちの方で、将来独立自活することが困難であると認められる方(※年齢は問いません)

1. 知的障害者
2. 身体障害者(身体障害者手帳1級~3級)
3. 精神又は身体に永続的な障害があり、その程度が1. 又は2. と同程度の方(統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など)

※ この制度に加入できるのは、**障害者1人に対して1人の保護者のみ**です。

✿ 加入の手続

加入申込手続の窓口は保護者がお住まいの区市町村の障害者福祉担当課となります。必要書類は各担当課の窓口にて備えてあります。

必要書類を揃えてお申込みをいただいてから、加入の承認までは2か月程度の期間を要します。

✿ 掛金

◆ 掛金(月額)

加入者の加入時の年齢	月額(1口)
35歳未満	9,300円
35歳以上40歳未満	11,400円
40歳以上45歳未満	14,300円
45歳以上50歳未満	17,300円
50歳以上55歳未満	18,800円
55歳以上60歳未満	20,700円
60歳以上65歳未満	23,300円

(平成29年2月現在)

※ 掛金は、改定されることがあります。その場合は、改定後の金額が適用されます。

◆ 掛金の減額

加入者が次のいずれかに該当するときは、申請により1口目の掛金の1/2を減額します。

1. 生活保護を受けている場合
2. 住民税が非課税である場合
3. 知事が特に減額を必要と認める場合(罹災)

◆ 掛金の納付期間

次の2つの要件を**両方とも**満たした後の加入月から、掛金は納める必要がありません。

1. 年度初日の加入者の年齢が65歳となったとき
2. 加入期間が20年以上となったとき

----- 例1: 30歳で加入した場合 -----

平成28年9月1日 制度加入
 平成48年9月1日 加入期間20年【期間要件充足】
 平成62年9月7日 加入者65歳誕生日
 平成63年4月1日 年度初日65歳に【年齢要件充足】
 平成63年9月1日 要件充足後の加入月⇒**掛金免除**

※ **65歳まで35年間納めていただきます。**

----- 例2: 60歳で加入した場合 -----

平成28年5月1日 制度加入
 平成32年6月7日 加入者65歳誕生日
 平成33年4月1日 年度初日65歳に【年齢要件充足】
 平成48年5月1日 加入期間20年【期間要件充足】
 // 要件充足後の加入月⇒**掛金免除**

※ **80歳まで20年間納めていただきます。**

◆ 口数

障害者1人につき、2口まで加入できます。

✿ 年金の支給

支給開始の要件	加入者の死亡または重度障害
支給開始	加入者が死亡した(又は重度障害となった)月から
支給期間	障害者に対し終身支給
支給額(月額)	20,000円(加入1口当たり)

※ 加入者の死亡(重度障害)が、故意又は重大な過失による場合は、支給されないことがあります。

✿ 弔慰金等の支給

◆ 弔慰金

障害者が加入者より先に亡くなったときは、加入期間に応じて弔慰金を支給します。

加入期間	支給額（1口）
1年以上5年未満	50,000円
5年以上20年未満	125,000円
20年以上	250,000円

◆ 脱退一時金

加入者の申し出により脱退をしたときは、加入期間に応じて脱退一時金を支給します。

加入期間	支給額（1口）
5年以上10年未満	75,000円
10年以上20年未満	125,000円
20年以上	250,000円

✿ その他

脱 退

次の場合は、脱退として取り扱います。その場合、納付済みの掛金はお返しいたしません。

1. 加入者が死亡又は重度障害となったとき（⇒年金の給付へ）
2. 障害者が加入者より先に死亡したとき（⇒弔慰金の給付へ）
3. 加入者が脱退の申し出をしたとき（⇒脱退一時金の給付へ）
4. **掛金を2か月滞納したとき**
5. 加入者が東京都の区域外に転出し、転出先の自治体で扶養共済制度に加入したとき（東京都での加入期間は通算されます）

税制上の 優遇措置

1. 納付した掛金は、所得税及び住民税とも全額が所得控除の対象となります。
2. 給付を受けた年金及び弔慰金は、所得税及び住民税ともに、非課税となります。

✿ お問い合わせ先

保護者がお住まいの区市町村

東京都福祉保健局 障害者施策推進部計画課

〒163-8001
東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第1本庁舎
電話／03(5320)4148 FAX／03(5388)1408

東京都扶養共済事務センター (公益財団法人東京都福祉保健財団)

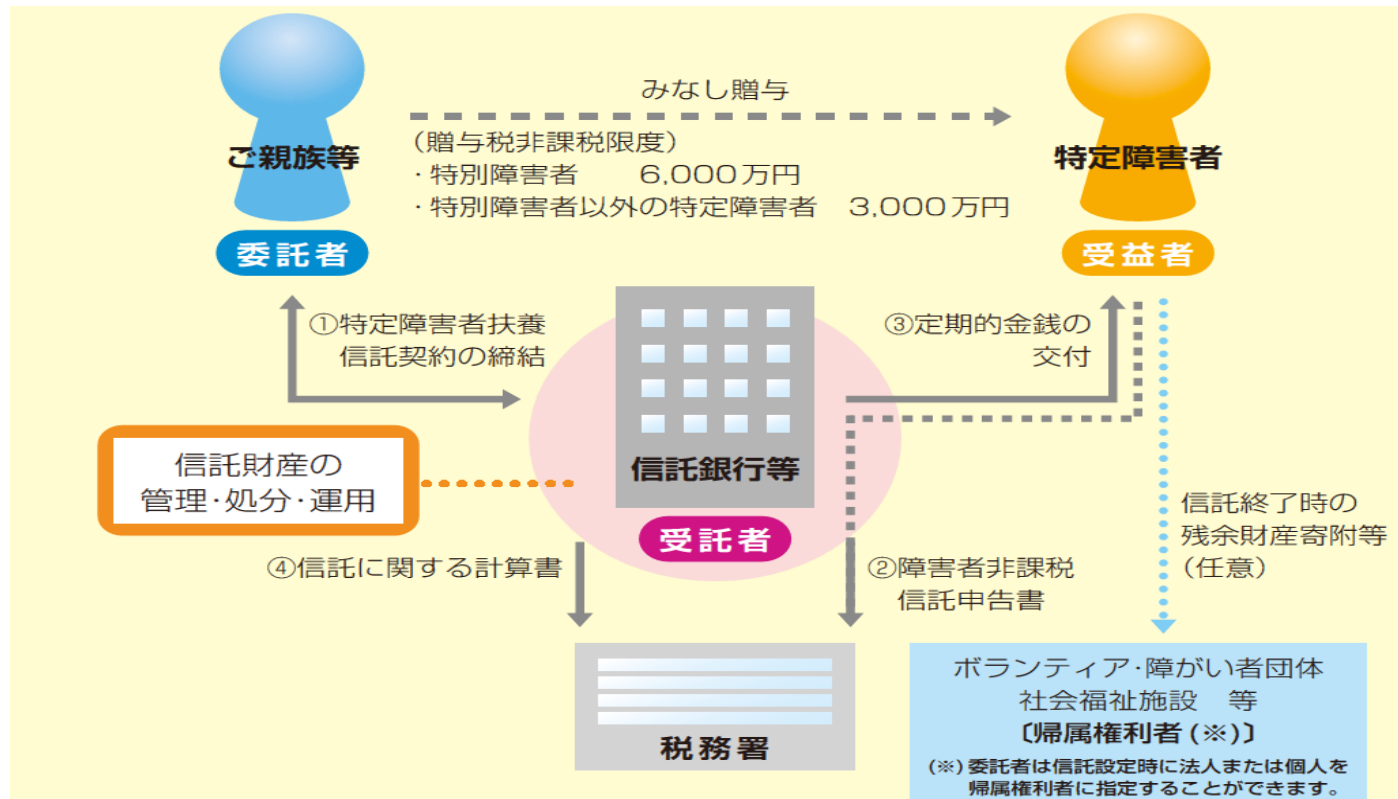
〒163-0719
東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル19階
電話／03(3344)8633 FAX／03(3344)8594

9. 心身障害者扶養共済制度の特色

- 都道府県・指定都市が条例に基づき実施している制度であり、障害者の生活の安定と福祉の増進を目的とした制度であること。
- 加入者が他の都道府県・指定都市に転出した場合、転出先の都道府県・指定都市において、同様の保障を受けることができること。
- 終身保険であること。
- 制度の運営に関する事務経費などの「付加保険料」が保険料に上乗せされていないこと。
- 税制上、以下の措置を受けられること。
 - ① 掛金
加入者が地方公共団体に納める掛金は、所得税及び地方税(住民税)ともに、小規模企業共済等掛金控除の対象として、その全額が所得控除される。
 - ② 給付金
脱退一時金以外の給付金は、所得税及び地方税(住民税)ともに非課税。年金、弔慰金及び特別弔慰金については、相続税及び贈与税ともに非課税。
- 年金、弔慰金及び特別弔慰金は生活保護の収入として認定されない。

10. 特定贈与信託の仕組み

- 特定贈与信託は、特定障害者(※)の方の生活の安定を図ることを目的に、そのご親族等が金銭等の財産を信託銀行等に信託するもの。
(※) 重度の心身障がい者、中軽度の知的障がい者および障害等級2級または3級の精神障がい者 等
- 信託銀行等は、信託された財産を管理・運用し、特定障害者の方の生活費や医療費として定期的に金銭を交付。
- 本制度を利用する場合、特別障害者(重度の心身障がい者)については6,000万円、特別障害者以外の特定障害者(中軽度の知的障がい者および障害等級2級または3級の精神障がい者等)は3,000万円を限度として贈与税が非課税となる。
- 28年度末実績 1,633件 受託残高 384億円



	特定贈与信託	心身障害者扶養共済制度
利用できる者	特定障害者の親族、篤志家等の個人	対象となる障害者を扶養している65歳未満の保護者(父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母等の親族)であって、生命保険契約の対象となる健康状態である者
対象となる障害者	<p>対象となる「特定障害者」は、障がいの程度によって「特別障害者」と「特別障害者以外の特定障害者」に分けられており、贈与税の非課税限度額が異なる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別障害者(非課税限度額: 6, 000万円) ① 精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にある者または児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターもしくは精神保健指定医の判定により重度の知的障がい者とされた者 ② 精神障害者保健福祉手帳に障害等級が1級である者として記載されている精神障がい者 ③ 1級または2級の身体障害者手帳保有者 ④ 特別項症から第3項症までの戦傷病者手帳所有者 ⑤ 原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けている者 ⑥ 常に就床を要し、複雑な介護を要する者のうち精神または身体の障がいの程度が上記①または③に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者 ⑦ 精神または身体に障がいのある年齢65歳以上の者で、その障がいの程度が上記①または③に準ずる者として市町村長等の認定を受けている者 ・ 特別障害者以外の特定障害者(非課税限度額: 3, 000万円) ① 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医の判定により中軽度の知的障がい者とされた者 ② 精神障害者保健福祉手帳に障害等級が2級または3級である者として記載されている精神障がい者 ③ 精神または身体に障がいのある年齢65歳以上の者で、その障がいの程度が上記①に準ずる者として市町村長等の認定を受けている者 	<p>次のいずれかに該当する障害者で、将来独立自活することが困難であると認められる方。(年齢は問わない。)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 知的障害 (2) 身体障害者手帳を所持し、その障害が1級から3級までに該当する障害 (3) 精神または身体に永続的な障害のある方(統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など)で、その障害の程度が(1)または(2)の者と同程度と認められる方
金銭の交付	特定障害者の生活または療養の需要に応じて、定期的に、実際に必要な金額を金銭で支払。	1口加入の場合 月額 2万円 2口加入の場合 月額 4万円
期間	特定障害者への交付は、信託された財産が全額交付された時に終了。特定障害者が死亡した際に残余財産があればその相続人又は受遺者に交付。	終身

11. 心身障害者扶養共済制度と類似の民間保険について

- 加入者を「障害者を扶養する保護者」のみに限定して販売されている民間の生命保険(死亡保険)はなし。
- 生命保険会社によっては、一般的な生命保険で、被保険者の死亡等により、保険金の受取人に対し、保険金を一時金で支払う方法にかえて、希望者には年金で支払う対応を行っているところもあり。

(A社の場合)

保険種類	終身保険
被保険者年齢	50歳
保険金受取人年齢	20歳
保険料払込期間	20年
保険金額	①1,500万円 保険金受取人が男性で、被保険者が85歳で亡くなり、55歳から年金を受け取ると想定した保険金額
	②1,800万円 保険金受取人が女性で、被保険者が85歳で亡くなり、55歳から年金を受け取ると想定した保険金額
年金支払種類	10年保証期間付終身年金
年金年額	50万円
保険料(月払)	①68,220円(被保険者が男性)、64,830円(被保険者が女性)
	②81,864円(被保険者が男性)、77,796円(被保険者が女性)
その他	被保険者が亡くなったときに保険金受取人が55歳未満である場合は、終身年金では年金を受け取れず、確定年金での受け取りとなる。

- 保険金の受取人が当該保険会社が定める所定の障害者(知的障害・身体障害など)である場合に、一時金で支払う保険金を割増された年金額で支払うという特約を付けることができるものもあり。

(B社の例)

＜年金受取人が、年金基金設定時の年齢:30歳、性別:男性の場合の、10年保証期間付終身年金の例＞

保険金等を一時金以外の方法で受取ることができる特約を付加した場合の年金額を「100」とした場合、当該特約を付加した場合の割増された年金額は「約146」

＜保険金の受取人となる障害者の障害程度について＞

- ア. 身体障害者 身体障害者障害等級表の障害の級別1級～3級に定める程度の障害状態がある者
- イ. 知的障害者 知的機能の障害が発達期(概ね18歳まで)にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にあると会社が認めた者
- ウ. 精神または身体に永続的な障害を有する者で、その障害の程度が①または②と同等(公的年金制度の障害等1級または2級等)と会社が認めた者

- 民間生命保険(終身保険)は、以下の要素等により、掛金月額・年金給付月額が一定である心身障害者扶養共済制度と比較することは困難。
 - 被保険者の年齢・性別や保険金額により保険料が異なる。
 - 保険金を年金で受け取る場合、受取人の年齢・性別や保険金額により年金額が異なる。
 - 保険金を年金で受け取る場合の年金受取に関しては、保険会社ごとに取扱基準等が異なる。

- 民間生命保険(終身保険)の特色と考えられる点をいくつか挙げれば以下の通り。
 - 保障のバリエーションが豊富(医療保障、3大疾病保障、就業不能保障等との組合せが可能)。
 - 所得やライフスタイルに合った保険料や保険金額を選択することができる。また、保険加入後もライフスタイルに合わせて保障の見直し(保険金額の変更、医療関係特約の途中付加、別の保険商品への変更等)ができる。
 - 税制上の取扱いは以下のとおり。
 - ・ 終身保険部分の保険料は一般生命保険料控除の対象(所得税・住民税)。
(医療関係特約部分の保険料は介護医療保険料控除の対象)
 - ・ 年金受取人に対し、
 - 年金受給権取得時： 相続税(または贈与税)が課税される。
(受取人が相続人であれば相続税の非課税枠あり)
 - 年金受取時： 相続税(または贈与税)課税後に新たに充当される運用成果部分等に相当する金額(配当金による買い増し年金等)があれば、その部分に所得税が課税される(雑所得)。